

# 石岡市入札監視委員会

## 令和7年度第3回会議 議事概要

開催日時	令和8年2月27日(金) 10:00～
及び場所	石岡市役所 202会議室
出席委員	委員長 井川 洋一 委員 井上 拓也 委員 小柳 武和 委員 村田 一晃 (敬称略)
審議内容	石岡市複合文化施設(市民ホール)整備事業におけるプロポーザル実施案件の調査について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし

(別紙)

審議事項	回 答
評価委員長が要綱の規定に合致していない 評価委員会が決定した評価結果に問題はあ るか？	要綱に定めた範囲・内容に従い事務処理を 行うことが重要であるが、本件手続きの不 備は軽微なものであることなどから評価結 果に影響を及ぼすものではない。
評価委員に業者選考委員会委員を一定数配 置することを定めている要綱により決定し たプロポーザルに問題はあるか？	要綱に兼任についての定めがないため兼任 することに問題はない。
評価委員と業者選考委員会委員が6名兼任 したことにより業者選考委員会が行った承 認の決定に問題はあるか？	評価委員会の評価が適正に行われていれば 問題はない。 業者選考委員会を介さずとも評価結果によ り契約を締結している事例は他自治体では 一般的であり、石岡市が行っている特定者 決定までの手法に問題があるとは言えな い。
参加事業者数及び参加事業者名を告示から 特定者選定までの期間、議会からの申し出 により報告することは公正な評価を妨げる 恐れがあるとした石岡市の判断に問題はあ るか？	参加事業者数及び参加事業者名を議会へ報 告することに公益的な必要性があることを 事業主管課が議会へ確認してほしかった が、報告しなかったことに問題はない。
評価委員長及び評価委員を特定者選定から 契約締結後までの期間に議会へ報告するこ とに問題はあるか？	評価結果に実質的な影響を及ぼすことがな いことから、適正性に問題はない。

<p>プロポーザル参加事業者の事業者名、落札業者の情報が流布されたプロポーザルに問題はありますか？</p>	<p>事業主管課における内部の聞き取りの結果、情報流出はなかったこと及び不相当と判断する情報が得られていなかったことから、プロポーザルの特定者選定結果については問題がない。</p>
<p>プロポーザル参加事業者の事業者名、落札業者の情報が石岡市に参加申請している事業者と一致した場合、プロポーザルに問題はありますか？</p>	<p>事業主管課における内部の聞き取りの結果、情報流出はなかったこと及び不相当と判断する情報が得られていなかったことから、プロポーザルの特定者選定結果については問題がない。</p>
<p>第1次審査評価基準 業務の実施方針実施手法の「専門的知見に基づく独創的な成果や、業務遂行能力が期待できるか。」について、専門的な知見を有している事業者が提案する内容を石岡市職員のみで判断することに問題はありますか？</p>	<p>問題はないものの、外部委員を含めた専門的知見を生かした、外部人材の起用について検討の余地はある。</p>